

議第二号

とくしま健康長寿社会づくり条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和四年三月八日

提出者 全議員

徳島県議会議長 岩丸正史 殿

とくしま健康長寿社会づくり条例

全国よりも高齢化が急速に進む本県では、従来からの「支えられる側」という高齢者像の転換を図ることが急務であり、高齢者を地域社会を支える「新たな担い手」としてとらえ、アクティブシニアを活用した「徳島県版『介護助手』制度」の創設をはじめ高齢者が生き生きと活躍できる施策を推進してきた。

人生一〇〇年時代を迎え、高齢者が活躍し、社会の活力を維持、向上させていくためには、高齢者が健康であることが大前提であるが、昨今、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ社会環境が大きく変化する中で、高齢者が社会的に孤立したり、生活不活発につながりやすい状況にあり、フレイルのリスクが高まることが懸念されている。

このため、フレイルを予防し、元気に自立して日常生活を送ることができるよう「健康寿命」の延伸を図るための取組を強化するとともに、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験、技能を生かし、いつまでも活躍できる環境づくりを「オール徳島」で進める必要がある。

このような認識の下、県民誰もが生涯にわたり健康で生きがいを持って生き生きと活躍できる地域社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、健康長寿社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村との連携並びに県民、関係団体及び事業者の役割を明らかにすることで、県民誰もが生涯にわたり健康で元気に活躍できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康長寿社会 生涯にわたり健康で生きがいを持って生き生きと活躍できる社会
- 二 アクティブシニア 仕事、趣味、ボランティアなど様々な活動に意欲的に取り組む元気な高齢者
- 三 フレイル 加齢に伴い心身の活力が低下し、入院や要介護の危険性が高まる状態

(基本理念)

第三条 健康長寿社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として、行うものとする。

- 一 県民一人一人が、「栄養・運動・社会参加」の三要素を柱とするフレイル予防を実践し、生涯にわたり健康で生きがいを持って活躍できるよう、自主的かつ主体的に取り組むこと。
- 二 県、市町村、関係団体及び事業者は、全ての県民の健康長寿と生涯活躍の実現に向けて、それぞれの役割を認識し、相互に連携協力しながら、必要な支援や社会環境の整備に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康長寿社会の実現に向けて基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第五条 県は、市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する健康長寿社会の実

現に向けた施策について、市町村と連携して推進するものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、生涯にわたり健康で、アクティブシニアとして地域で活躍できるようにフレイル予防の重要性を認識し、県及び市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(関係団体及び事業者の役割)

第七条 関係団体及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じ、県民が生涯にわたり健康に過ごすための支援、アクティブシニアが活躍する機会の提供その他健康長寿社会の実現に向けた取組を効果的に行うよう努めるものとする。

2 関係団体及び事業者は、県及び市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第八条 県は、市町村、関係団体、事業者等と連携して、健康長寿社会の実現に向け、県民の認識と理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、健康長寿社会の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

健康長寿社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村との連携並びに県民、関係団体及び事業者の役割を明らかにすることで、県民誰もが生涯にわたり健康で元気に活躍できる地域社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和四年三月八日

提出者

嘉見博之 西沢貴朗 喜多宏思 岩佐義弘 立川了大 福山博史 岡田絵史 大塚明廣 南恒生 岩丸正史 元木文章 長池文武 臼木春夫 山田豊 古川広志 扶川 須見一仁 杉本直樹 岡本富治 重清佳之 井下泰憲 増富義明 井川龍二 原徹臣 寺井正邇 山西国朗 北島一人 東北恭子 黒崎章 庄野昌彦 達田良子 梶原一哉 浪越 岡佑樹

徳島県議会議長

岩丸正史殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県
条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五
」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
（令和四年六月に支給する期末手当等に関する特例措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年六月の期末手当の支給
期日までの間に最初に支給する期末手当の額は、改正後の第五条第二項及び徳島県議会
議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「条例」という。）第五条
の三の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額
」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に百六十七・五分の十を
乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整
額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 施行日以後条例第五条の三の規定により期末手当を受けた議会の議長、副議長及び議
員が、令和四年六月に条例第五条第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合
における同条第三項の規定の適用については、同項中「前項の規定による期末手当の額
」とあるのは、「前項の規定による期末手当の額から令和三年十二月に支給された期末
手当の額に百六十七・五分の十を乗じて得た額を減じた額」とする。

提案理由

国会議員の期末手当が改定されることに鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当につい
ても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第4号

台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月8日

提	出	者	嘉	見	博	之	杉	本	直	樹
			西	沢	貴	朗	岡	本	富	治
			喜	多	宏	思	重	清	佳	之
			岩	佐	義	弘	井	下	泰	憲
			立	川	了	大	増	富	義	明
			福	山	博	史	井	川	龍	二
			岡	田	理	絵	原		徹	臣
			大	塚	明	廣	寺	井	正	國
			南		恒	生	山	西	國	一
			岩	丸	正	史	北	島	一	益
			元	木	章	生	吉	田	益	恭
			仁	木	啓	人	東	条	恭	子
			長	池	文	武	黒	崎	昌	章
			白	木	春	夫	庄	野	昌	彦
			山	田		夫	達	田	良	子
			扶	川		豊	浪	越	良	一
			須	見	一	敦	岡		憲	樹
						仁			佑	

徳島県議会議長 岩丸正史 殿

台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書

台湾は、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行を教訓として、国際感染症の防疫を極めて重視しており、新型コロナウイルス感染症についても、発生直後から、検疫体制の強化や感染症指揮センターの設置のほか、マスクの生産増強や流通管理を先駆的に実践するなど、迅速な取組による成果に世界が注目するところとなっている。

世界保健機関（以下「WHO」という。）の年次総会に2009年以降8年連続でオブザーバーとして参加し、保健衛生分野において国際貢献してきた台湾であるが、2017年以降参加が認められず、国際的な公衆衛生・防疫体制を構築する上で、看過することができない地理的空白が生じている。

こうしたことから、2021年5月の先進7か国（G7）外務・開発大臣会合では、WHOの諸フォーラム及び世界保健総会への台湾の意義ある参加を支持することを明記した共同声明が採択されたところである。

台湾がWHOに参加できないことは、我が国にとどまらず、全世界の人々の公衆衛生上の利益を損なう事態であることから、国においては、参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHOへのオブザーバー参加実現に向けて、加盟国及び同機関への働きかけをこれまで以上に強化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

外 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第 5 号

新疆ウイグル等における人権侵害問題の解決に向けた適切な対応を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 8 日

提 出 者

嘉西喜岩立福岡大南岩元仁長白山扶須	見沢多佐川山田塚丸木池木田川見	博貴宏義了博理明恒正章啓文春一	之朗思弘大史絵廣生史生人武夫豊敦仁	杉岡重井増井原寺山北吉東黒庄達浪岡	本本清下富川井西島田条崎野田越	直富佳泰義龍徹正国一益恭昌良憲佑	樹治之憲明二臣邇朗人子子章彦子一樹
-------------------	-----------------	-----------------	-------------------	-------------------	-----------------	------------------	-------------------

徳島県議会議長

岩 丸 正 史 殿

新疆ウイグル等における人権侵害問題の解決に向けた
適切な対応を求める意見書

中華人民共和国（以下「中国」という。）政府による新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における、信教の自由への侵害や、強制収監をはじめとする深刻な人権侵害に対し、国際社会から懸念が示されている。

新疆ウイグルにおける人権状況については、米国政府が「ジェノサイド（民族大量虐殺）」と認定し、2021年10月には、日米欧など43か国が国連総会第3委員会共同声明を行うなど、一国の内政問題にとどまらない大きな人権問題として認識されている。

普遍的価値である人権を侵害することは、どこの国や地域であっても決して許されるものではなく、それぞれの民族等の文化・伝統・自治が尊重されなければならない。

よって、国においては、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における人権侵害問題の解決に向けて、国際社会と協調し、中国における基本的人権の尊重及び法の支配が保障されるための適切な対応を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

外 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第6号

ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月8日

提出者

嘉西岩立福岡大南岩元仁長白山扶須	見沢多佐川山田塚丸木池木田川見	博貴宏義了博理明恒正章啓文春一	之朗思弘大史絵廣生史生人武夫豊敦仁	杉岡重井増井原寺山北吉東黒庄達浪岡	本本清下富川井西島田条崎野田越	直富佳泰義龍徹正国一益恭昌良憲佑	樹治之憲明二臣邇朗人子子章彦子一樹
------------------	-----------------	-----------------	-------------------	-------------------	-----------------	------------------	-------------------

徳島県議会議長

岩丸正史殿

ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議

去る2月24日、国際社会の懸命な努力にもかかわらず、ロシアはウクライナへの軍事侵略を開始した。

このことは、ウクライナの主権、領土の一体性及び同国民の人権を侵害する重大な国際法違反であり、欧州にとどまらずアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。力による一方的な現状変更は断じて容認することができない。

ここに、徳島県議会は、今回のロシアの軍事侵略に対し、最も強い言葉で抗議と非難の意を表明するとともに、即時の攻撃停止と無条件の完全撤退を強く求めるものである。

また、政府に対し、国際社会と緊密に連携し、在留邦人の安全確保に取り組むとともに、我が国への影響対策について万全を尽くすよう、強く要請する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

徳 島 県 議 会